

平成21年 7月16日(木) 14:00~16:00

介護老人保健施設 菜の花にて

記録：各務原市介護保険相談センター

介護支援専門員 杉山 理恵

今月は、倫理についての研修会、プライバシー保護についての研修会のあと、地域のインフォーマルサービスについて意見交換をおこないました。また、市高齢福祉課の方から、4月からの加算等についての質問に回答をしていただきました。42名が参加しました。

○ 磯野先生からごあいさつ

医師会として認知症ケアについてボランティアで関わっていくことになる。なるべく薬を使わない方向になってきており、ケアの現場がますます重要になっていく。

○ 誠道会さんからご案内

- ・訪問看護ステーションあすか 8月1日からPTによる訪問リハビリを再開。
- ・リハビリセンターeポイント 9-12時の通所リハビリ実施しており、移動自立の方が対象。
- ・小規模多機能について 現在登録8名。PT、OT、STがいる。パワーリハにも力を入れている。

1. 市高齢福祉課から 質問への回答 (別紙参照)

2. 倫理に関する研修会

参加したケアマネージャーが順に資料を読み、倫理に関する研修をおこなった。

- ・プロとしての社会福祉職の在り方
- ・弛まない自己研修とあらゆる機会を利用しての研修によって、専門職としての地位が保持される。
- ・福祉サービス利用者が専門職者を頼りにし援助を受けるのは、専門職者の人格を信頼するからであり、専門職者にとって、社会的信用を維持し高めていくことは、その業務を遂行する上での不可欠の条件である。

3. プライバシー保護に関する研修会

同じく資料に基づいて参加したケアマネージャーがプライバシー保護に関する研修をおこなった。

4. インフォーマルサービス、社会資源について

事前に情報を出していただいた、配食サービス、買い物サービス、庭の手入れ、話し相手、移送サービス、実費ヘルパー等について、グループに分かれて意見交換をおこな

いました。また、いくつかの事業所さんより、独自のサービスの紹介をしていただきました。

- ・あっとほうむ・・・介護保険でできないサービスの自費ヘルパーあり。車いすの1日単位の貸出もあり。
- ・いずみの郷・・・昼食、夕食のお弁当配達のご案内。
- ・介護サービス各務原・・・家政婦紹介事業あり。デイサービスでは無料でヘアカットおこなっている。
- ・ニチイケアセンター・・・シニア短時間プランあり。30分2400円くらい。
- ・コープくらしたすけあいの会・・・介護保険外のヘルパーサービス。利用者は増えているが活動する方が減っており、本当に困っている方に利用してほしい。9月21日～利用料金改定。

5. 連絡事項

- カーサ・レスパイトから
ショートステイのお試し利用サービスをおこなうことになったので、是非ご利用を。月3、4名の方の利用を考えている。
- スマイル・ライフサポート
事業所開始して1年3か月となった。断らない、あきらめないという精神でやっていますのでぜひご利用を。

高齢福祉課への質問&回答

- ① 新しい認定調査での1次判定結果はどのように出ていますか？
認定が下がっているケースが多いでしょうか？特例で変更無しと出るのでしょうか...
A. 軽度にする傾向です。非該当となる率全国で5%、市で3.95%(昨年1.77%)。493名中64名が経過措置希望せず。3割の方が経過措置により、実際の結果ではなく前回の介護度を継続した。
- ② このところ市は申請書など各自で印刷する流れになっているようですが、これは事業者負担を強いるものではないですか。
省力化を事業者に求めるのは筋違いだと思いますが。
A. そのようつもりはありません。
- ③ 最近、認定期限が伸びているケースが多いように感じます。
認定期限の考え方は要介護度が上がった場合でも原則2年でよかったですでしょうか？
A. 介護2以上で状態安定している場合に24か月ということがある。
新規や区変では6か月となる。(3か月もあり)

- ④ 認定調査にどうしても時間がかかるようですが、上手く早めたいケースの場合、いい方法はありますか？
A. 受診のタイミングをうまく合わせていただき意見書の提出を早くしていただく等。新しい調査になり調査の確認に時間がかかっている。
- ⑤ 以前、給付の適正化の文書をいただきました。現時点で決まっていること、その他情報があれば教えてください。
A. 介護度とサービス内容を照合していく。介護5で杖を借りている、等整合性がない場合。あらかじめサービス内容の点検をお願いしたい。
- ⑥ 独居加算について
住民票上独居だが隣の家には息子夫婦が同居。どのように対応すれば？
A. 県に確認したところ、家族が隣に住み、関わりがある、相談もできるような状態の場合独居加算は算定できない。
- ⑦ 独居加算について
住民票上、家族が居るが、常時独居。この場合の事業所に保有すべき必要な書類は？
A. アセスメントにより単身居住と確認できれば認められる。サービス計画書への記載、月1回のモニタリングで独居であることを確認する。
- ⑧ 退院・退所加算について・・・初回利用の方が入院・入所から退院・退所して在宅に戻る方の場合、初回加算を算定せずに退院・退所加算を算定してよいか。
A. よいです。
- ⑨ ショートステイAからショートステイBに移動して継続して利用する場合、同じ日に2か所のショートステイ利用の算定ができるか。(老健⇔特養の移動ならよい、特養⇔特養でもよい、別法人ならよい、等条件を知りたい。
A. 同一日のショートステイはほとんどの場合算定できる。(同じ職員が兼務しているような所では×)
- ⑩ ショート利用中、医療保険での鍼灸マッサージの方が施設に訪問し、利用することは可能ですか。
A. 利用中、医療保険は緊急時のみ算定できる。医療保険関係なく、実費の利用である場合は、施設の了解があればOK。